

特別児童扶養手当

■特別児童扶養手当とは

精神または身体に中度以上の障害のある 20 歳未満の児童を監護している親または養育者に支給される手当です。



■支給要件

- ① 20 歳未満の児童
- ② 身体障害者手帳 1～3 級程度(内部障害含む)
- ③ 愛護手帳 1～3 級程度
- ④ 身体または精神に重度の障害がある

(常時介護が必要など)

※日本国内に住所を有していない、障害を事由とする公的年金を受けることができる、児童福祉施設に入所しているときなどは支給対象外となります。

■手当について(R5.4.1～手当額が変更になりました。)

1 級該当者	
児童 1 人	2 人以上
53,700 円	53,700 円×児童数

2 級該当者	
児童 1 人	2 人以上
35,760 円	35,760 円×児童数

※認定された場合、申請した月の翌月から支給対象となります。

■支払は年 3 回です。

4 月
(12 月～3 月分)

8 月
(4 月～7 月分)

11 月
(8 月～11 月分)

■申請に必要な書類

戸籍謄本	申請者と対象児童のもの
※住民票	同じ住所地に住んでいる家族全員分(世帯分離含む)
診断書、手帳の写し	各種診断書 身体障害者手帳・養育(愛護)手帳の写し
※所得課税証明書	1～6 月申請：前々年度 7～12 月申請：前年度
預金通帳 (公金受取口座を利用する場合は不要)	申請者名義のもの
マイナンバーカード	同じ世帯に住んでいる家族全員分 (世帯分離含む)

※マイナンバーカード持参の上、自ら記入していただいた場合のみ省略可能です。

■8 月の所得状況届について

引き続き手当を受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。**毎年 8 月 11 日～9 月 10 日までに提出が必要となります。**

未提出者は、提出があるまで手当の支給が停止されるほか、2 年間提出されない場合には資格喪失となります。

所得制限があります。

手当の詳細は窓口にお問い合わせください。



■所得額の計算方法

障害者控除	1人につき	270,000円
特別障害者控除	1人につき	400,000円
寡婦（夫）控除		270,000円
ひとり親控除		350,000円
勤労学生控除		270,000円
配偶者特別控除	最高	330,000円
雑損控除 医療費控除 小規模共済等掛金控除	当該控除額	
租税特別措置法による肉用牛の売却 による事業所得の免除を受けた者	当該免除に係る所得の額	
特別児童扶養手当による控除	一律	80,000円

■対象となる障害の種類について

障害の度合いによって対象となる級が異なります。
対象となる障害は次のとおりです。

視覚・聴覚・平衡機能・咀嚼・嚥下・音声・言語・肢体・
精神（知的・発達）・神経・呼吸器・血液・代謝疾患・
悪性新生物・心疾患・腎疾患・肝疾患・重複障害など

※障害の度合いなどの詳細は窓口にお問い合わせください。

住所等変更の手続き
書類の提出先は
子ども支援課です
(出張所での手続き不可)



【お問い合わせ先】
六ヶ所村役場 子ども支援課
TEL：0175-72-8035

■所得制限について

扶養親族等の数	受給資格者	配偶者 扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人	6,496,000円	7,388,000円
6人以上	以下1人につき380千円加算	

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、
特定扶養親族等がある場合は、限度額に次の額を加算する

- ① 同一生計配偶者（70歳以上）又は
老人扶養親族 1人につき 10万円
- ② 特定扶養親族（19～22歳）又は
控除対象扶養親族（16～18歳） 1人につき 25万円

■次のような場合、手続きが必要です

- ・住所や氏名、金融機関を変更したとき（※）
- ・受給者が死亡したとき（※）
- ・手当証書をなくしたとき
- ・支給要件に該当しなくなったとき（障害等級の変更、施設入所など）
- ・監護、養育する児童が現像したとき

※14日以内に届出が必要です。

※手続きが遅れるによって手当の返還を求められる場合があります。早めの手続きをお願いします。

